

○ 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第五十七号）

改 正 案 現 行

(特別給付金の支給)

第二条 (略)

2~11 (略)

12 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、前該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第五項各項のうちそれが該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間に、又は孫を被る孫の場合は、特別給付金を支給する。

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第五条 特別給付金の額は、第二条第一項の特別給付金にあつては十万円、同条第五項の特別給付金にあつては二十万円、同条第六項又は第七項の特別給付金にあつては六十万円、同条第八項の特別給付金にあつては七十五万円、同条第九項の特別給付金にあつては九十万円、同条第十項又は第十一項までの特別給付金にあつては一百万円とし、それぞれ五年以内に償還すべし記名国債をもつて交付する。

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

2~11 (略)

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第五条 特別給付金の額は、第二条第一項の特別給付金にあつては十万円、同条第五項の特別給付金にあつては二十万円、同条第六項又は第七項の特別給付金にあつては六十万円、同条第八項の特別給付金にあつては七十五万円、同条第九項の特別給付金にあつては九十万円、同条第十項又は第十一項の特別給付金にあつては一百万円とし、それぞれ五年以内に償還すべし記名国債をもつて交付する。

2~10 (略)

附 則

(国債の発行の日)

2 第五条第一項に規定する国債の発行の日は、第二条第一項の特別給付金に係るものについては昭和四十一年五月十六日とし、同条第五項から第十項までに規定するものにあつては当該特別給付金を受ける権利を取得する日の日。

附 則

(国債の発行の日)

2 第五条第一項に規定する国債の発行の日は、第二条第一項の特別給付金に係るものについては昭和四十一年五月十六日とし、同条第五項から第十項までに規定するものにあつては当該特別給付金を受ける権利を取得する日の日。